

各管区警察局長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種(令和26年3月31日まで)

警察庁丁交指発第79号、丁交企発第141号
令和5年6月26日
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通企画課長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項等について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定は、本年7月1日から施行されることとされたところ、その趣旨等については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）」（令和5年6月26日付け警察庁丙交企発第49号ほか）をもって通達されたところであるが、特定小型原動機付自転車の運転者による交通違反に対する指導取締り上の留意事項等については下記のとおりであるので、部下職員に対する指導教養の徹底を図り、関係事務の運営に遺漏のないようにされたい。

なお、特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する解釈及び留意事項については、「特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する解釈及び留意事項について（通達）」（令和5年6月26日付け警察庁丁交企発第140号）をもって通達されていることから、これを併せて参考とされたい。

記

1 基本的な方針

(1) 交通事故抑止に資する指導取締りの強化

特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為のほか、通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為にも重点を置いて取締りを実施するなど、交通事故抑止に資する取締りを強化すること。

また、特定小型原動機付自転車が関係する交通事故や交通違反等の交通実態を分析し、交通事故抑止の観点から、取締りの場所、時間帯等を絞り込んで、通勤時間帯における市街地での取締り、夜間における繁華街での検問を行うなど、取締りの効率化・重点化を図ること。

一方で、特定小型原動機付自転車と同じ通行空間を共有する自転車等の既存の交通主体に対する指導取締りについても、これを鈍化させることなく、特に、交通事故に直結するおそれが高い交通違反については、検挙措置で臨むことを基本とすること。

(2) 外観表示を確認するための停止措置

いわゆる電動キックボードをはじめとする電動機を用いるモビリティであつて、乗車している者が通行させるもの（以下「電動モビリティ」という。）については、その車体の大きさ及び構造に応じて、改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）上の自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、移動用小型車、遠隔操作型小型車等に該当するところ、これらの電動モビリティは、法令の規定により、自動車登録番号標、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより原動機付自転車に取り付けることとされている標識（地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の18第3項（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標識をいう。後記2において同じ。）、最高速度表示灯（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第66条の17に規定するものをいう。以下同じ。）、移動用小型車標識（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第1の3の2に規定する標識をいう。）又は遠隔操作型小型車標識（府令別記様式第1の3の3に規定する標識をいう。）を取り付けるなど、一定の外観表示をしなければ適法に通行させ、又は運転することができない。

よって、通行中の電動モビリティについて、外観表示を確認することができない場合には、通行させている者に停止するよう求めた上で、当該電動モビリティの外観表示の有無を確認することにより、適法な通行であるかどうかを判断すること。

(3) 確実な現認及び客観的な立証

特定小型原動機付自転車の運転者による法令違反を検挙する際は、確実な現認に基づいて違反行為を特定するとともに、運転者が車両区分の認識、犯意等を否認している場合には、最高速度表示灯の点灯状況、標識等の取付状況、警告歴の有無、車両販売店等における販売の状況、違反現場付近における防犯カメラの精査等について、必要な捜査を尽くすことにより、違反行為についての客観的な立証を行うこと。

(4) 実効性のある指導警告

特定小型原動機付自転車の運転者による違反行為で検挙に至らない場合であっても、当該運転者に対し、自らの違反行為の危険性、特定小型原動機付自転車の運転者が遵守すべき交通ルール及び当該交通ルールを遵守することの重要性について認識させる観点から、当該違反行為を中止させ、適切な指導警告を行うなどの是正措置を講じること。

2 指導取締り上の留意事項

(1) 車両区分の特定について

ア 原則

車両区分の特定は、原則として最高速度表示灯により行うこと。この点、最高速度表示灯が備え付けられていない場合には、後記イの経過措置の対象とな

る場合を除き、法上の特定小型原動機付自転車には該当しないこととなる。また、最高速度表示灯が備えられている場合であっても、府令第1条の2の2各号に規定する車体の大きさ及び他の構造の基準を全て満たしていなければ、法上の特定小型原動機付自転車には該当しないことから、これらの基準を全て満たしていることを確認する必要がある。

車両区分を特定した結果、当該車両が法上の特定小型原動機付自転車に該当せず、自動車又は一般原動機付自転車に該当する場合には、その通行方法等に依りて、無免許運転、通行区分違反、整備不良、乗車用ヘルメット着用義務違反等により、検挙措置を講じること。

イ 経過措置について

経過措置（令和5年6月30日以前に製作された保安基準上の特定小型原動機付自転車については、特定小型原動機付自転車に取り付けることとされている標識であって、従来の原動機付自転車の標識（以下「従来標識」という。）よりも小型の様式のもの（以下「小型化標識」という。）又は特定小型原動機付自転車に表示しなければならないこととされている型式認定番号標若しくは性能等確認済シール（以下「小型化標識等」という。）を表示することにより、令和6年12月22日までの間にあつては、最高速度表示灯を備えずとも、法上の特定小型原動機付自転車に該当することとされていることをいう。以下同じ。）が設けられていることを踏まえ、最高速度表示灯が備えられていない場合には、当該車両が経過措置の対象となる車両かどうかを確認した上で、経過措置の対象となる車両であれば、小型化標識等が備えられているかどうかを確認すること。

なお、経過措置の対象となる車両にあつては、最高速度表示灯又は小型化標識等が備えられている場合であっても、府令第1条の2の2各号に規定する車体の大きさ及び他の構造の基準を全て満たしていなければ、法上の特定小型原動機付自転車には該当せず、自動車又は一般原動機付自転車に該当することから、これらの基準を全て満たしていることを確認する必要がある。

(2) 交通違反の成否について

ア 横断歩行者妨害（法第38条第1項）

特定小型原動機付自転車（法第17条の2第1項に規定する特例特定小型原動機付自転車を含む。アにおいて同じ。）を原動機を用いて通行させている者、地面を足で蹴って人の力のみにより通行させている者等は、法第2条第3項に規定する「押して歩いている者」に該当せず、法の規定の適用について歩行者とはならない。したがって、これらの法上の歩行者に当たらない者が横断歩道により進路の前方を横断し、又は横断しようとする場合において、車両等が横断歩道の直前で一時停止せず、又はその通行を妨げたようなときであっても、当該車両等について横断歩行者妨害は成立しない。

イ 信号無視（法第4条第4項及び令第2条第1項並びに法第7条）

特定小型原動機付自転車（横断歩道を進行し、又は進行しようとする特例特定小型原動機付自転車を除く。イにおいて同じ。）は、府令別記様式第1の2の2に規定する標示（以下「自歩板」という。）が歩行者用灯器に接して設けて表示されている場合を除き、車両用灯器が表示する信号に従わなければならない。したがって、自歩板が歩行者用灯器に接して設置されておらず、車両用灯器が赤色の灯火を表示している場合において、特定小型原動機付自転車が停止位置を越えて進行したときは、法第7条違反が成立する。

ウ 通行区分違反（法第17条第1項、第3項及び第4項並びに第17条の2第1項）

歩道又は路側帯と車道の区別がある道路において、特定小型原動機付自転車（特例特定小型原動機付自転車を除く。ウにおいて同じ。）は、法第17条第1項ただし書に規定する場合を除き、車道を通行しなければならない。したがって、特定小型原動機付自転車は、法第17条第1項ただし書に規定する場合に当たらないにもかかわらず、歩道又は路側帯を通行した場合には、法第17条第1項違反が成立する。また、特例特定小型原動機付自転車は、歩道については道路標識又は道路標示によって特例特定小型原動機付自転車が通行することができることとされている歩道に限り通行することができることから、それ以外の歩道を通行した場合には、法第17条第1項違反が成立する。

エ 歩道徐行等義務違反（法第17条の2第2項）

法第17条の2第2項の規定により、特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行する場合には、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を原則として徐行しなければならない。したがって、特例特定小型原動機付自転車による歩道の通行が徐行に当たる場合であっても、その進行により、歩行者がその進路を変え、又は立ち止まらなければならないような場合において、特例特定小型原動機付自転車が一時停止をせずに進行したときは、法第17条の2第2項違反が成立する。

オ 路側帯進行方法違反（法第17条の3第2項）

法第17条の3第2項の規定により、特例特定小型原動機付自転車は、路側帯を通行する場合には、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。したがって、道路又は交通の状況に照らして特例特定小型原動機付自転車が歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行した場合には、法第17条の3第2項違反が成立する。

カ 通行帯違反（法第18条第1項及び法第20条第1項）

特定小型原動機付自転車は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、道路の左側端に寄って通行しなければならない。また、車両通行帯の設け

られた道路においては、左側端から数えて一番目の通行帯を通行しなければならない。したがって、特定小型原動機付自転車が左側端から数えて一番目の通行帯以外の通行帯を通行した場合には、法第20条第3項に該当する場合を除き、法第20条第1項違反が成立する。

キ 交差点右左折方法違反（法第34条第3項）

特定小型原動機付自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。したがって、いわゆる小回り右折の方法により、交差点を右折した場合は、法第34条第3項違反が成立する。

特定小型原動機付自転車が、信号機により交通整理の行われている交差点をいわゆる小回り右折の方法により右折した場合には、一般原動機付自転車による交通違反と同様に、信号無視についても問擬すること。

ク 整備不良（法第62条）

最高速度表示灯が故障等により消灯している特定小型原動機付自転車を運転した場合には、歩行者を含む他の交通主体による車両区分の判別が不可能となり、その通行方法を予測することが困難となるなど、交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあることから、法第62条違反が成立する。この点、最高速度表示灯が故障等により消灯していても、車両区分は変化しないことから、特定小型原動機付自転車による交通違反として取り扱うことに留意すること。

また、保安基準の規定により、最高速度時速20キロメートル未満の一般原動機付自転車には、尾灯、制動灯及び方向指示器を備えなくてもよいこととされている一方で、特定小型原動機付自転車には、これらの保安装置を備えなければならないこととされていることに留意すること。

ケ 特定小型原動機付自転車無資格運転及び提供（法第64条の2）

(ア) 特定小型原動機付自転車無資格運転

16歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

16歳未満とみられる者が特定小型原動機付自転車を運転していることを認めた場合には、マイナンバーカード、運転免許証等の公的な本人確認書類を提示させるなどして16歳以上の者であるかどうかを確認すること。ただし、当該者が公的な本人確認書類を保有していない場合には、学生証等の身分証の確認、保護者に対する聞き取り、学校に対する在籍確認等を行うこと。また、年齢確認を通じて、特定小型原動機付自転車の運転者が16歳未満であることが判明したときは、法第64条の2第1項違反として検挙すること。この場合において、運転者が14歳未満の者であるときは触法調査を実施すること。

(イ) 特定小型原動機付自転車提供

何人も、無資格運転をすることとなるおそれがある者に対し、特定小型原

動機付自転車を提供してはならない。

「無資格運転をすることとなるおそれがある」とは、実際に特定小型原動機付自転車の提供を受ける者が、16歳未満であるにもかかわらず、その提供を受けてから短時間のうちに、当該特定小型原動機付自転車を運転する意思のあることが明らかで、このため、提供を受ける者が、特定小型原動機付自転車の提供を受ければ、無資格運転をすることとなる蓋然性が高いことをいう。特定小型原動機付自転車の販売や貸渡しに当たって、同項違反が成立するか否かは、販売又は貸渡し時の年齢確認の方法等を踏まえて、個別具体的に判断すること。

また、法第118条第1項第3号の規定により、特定小型原動機付自転車の提供による罰則の対象とされているのは、当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が法第64条の2第1項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限られていることから、16歳未満の者に提供した場合であっても、例えば、提供を受けた16歳未満の者が、実際には当該特定小型原動機付自転車を運転しなかった場合や、他の特定小型原動機付自転車を運転した場合には、当該提供した者は罰則の対象とはならないことに留意すること。

(3) 公安委員会遵守事項違反（標識表示義務違反）（法第71条第6号及び都道府県公安委員会規則）

都道府県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）の規定により、運転者の遵守事項として、原動機付自転車を運転するときは、標識及び当該標識に記載された番号を、当該原動機付自転車の後面に見やすいように表示しなければならないこととされている。

特定小型原動機付自転車の運転者が従来標識を当該特定小型原動機付自転車に表示していた場合であっても、小型化標識の様式が市町村の条例に規定される前に適法に従来標識の交付を受けているときは、公安委員会遵守事項違反（標識表示義務違反）は成立しないことがある。したがって、従来標識を表示している特定小型原動機付自転車について公安委員会遵守事項違反（標識表示義務違反）として検挙しようとする場合には、市町村の条例の規定、標識の交付時期等を確認すること。

(4) 放置駐車違反

特定小型原動機付自転車に係る放置駐車違反の取締りについては、「自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等について」（平成31年3月25日付け警察庁丁交指発第56号ほか）により示達しているとおおり、駐車実態を勘案の上、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して実施することなどに留意すること。

(5) 自動車損害賠償保障法違反

特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠

責保険等」という。)の契約が締結され、かつ、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書(以下「証明書」という。)を備え付けなければ運行の用に供してはならないこととされている。また、同法及び自動車損害賠償保障法施行規則(昭和30年運輸省令第66号)の規定により、標識(標識が存しない場合及び標識に貼り付けることが困難な場合にあつては、特定小型原動機付自転車の前面をいう。)に見やすいように貼り付けることによって保険標章又は共済標章(以下「標章」という。)を表示しなければ運行の用に供してはならないこととされている。したがって、自動車賠償損害補償法第10条に規定する除外事由がないにもかかわらず、自賠責保険等を締結せず、証明書を備え付けず、又は標章を表示していない場合には、同法違反が成立する。

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(令和5年国土交通省令第7号)及び自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条の規定に基づき自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の保存が構造上困難である自動車を定める告示(令和5年国土交通省告示第188号)の規定により、証明書の備付装置のない車両(特定小型原動機付自転車を含む。)については、証明書の備付け義務及び提示義務の履行に当たり、電子計算機その他の機器に電磁的記録を保存し、当該電磁的記録に記録された事項を表示する方法も可能とされている。

これにより、証明書の写真データ等を保存したスマートフォン等を携帯し、その画面上に当該写真データ等を表示して提示することにより、証明書の備付け義務及び提示義務を履行することが可能となる一方で、当該写真データ等を保存したスマートフォン等の故障又は電池切れにより、当該写真データ等を表示して提示することができない場合には、自動車損害賠償保障法第8条違反が成立する。